（2）離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その４　３６か月～２９か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約	31か月契約	30か月契約	29か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	個人を除く									
	個人									
自家用乗用自動車			10,580	10,430	10,280	10,120	9,970	9,820	9,670	9,510
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用									
	自家用									
小型二輪自動車			7,980	7,900	7,820	7,730	7,650	7,570	7,490	7,410
軽自動車	検査対象車		9,370	9,250	9,130	9,010	8,890	8,770	8,650	8,540
	検査対象外車		6,510							
原動機付自転車			5,410							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車			5,480	5,460	5,450	5,440	5,430	5,410	5,400	5,390
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,640	5,620	5,600	5,590	5,570	5,550	5,530	5,520
	(ロ) 小型二輪自動車		5,640	5,620	5,600	5,590	5,570	5,550	5,530	5,520
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,640	5,620	5,600	5,590	5,570	5,550	5,530	5,520
		検査対象外車	5,630	5,620	5,600	5,580	5,570	5,550	5,530	5,520
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他 a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	b 小型二輪自動車		5,240	5,230	5,220	5,220	5,210	5,200	5,200	5,190
	c 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車	5,120							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車			5,090							

（注）１．本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州）以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの（沖縄県を除く。）をいう。

（2）離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その５　２８か月～２１か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			28か月契約	27か月契約	26か月契約	25か月契約	24か月契約	23か月契約	22か月契約	21か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	個人を除く									
	個人									
自家用乗用自動車			9,360	9,210	9,060	8,910	8,750	8,600	8,440	8,290
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの				29,460	28,510	27,540	26,570	25,600
		最大積載量が２トン以下のもの				22,340	21,670	20,980	20,290	19,600
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの				29,460	28,510	27,540	26,570	25,600
		最大積載量が２トン以下のもの				22,340	21,670	20,980	20,290	19,600
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用					11,950	11,680	11,400	11,120	10,850
	自家用					11,950	11,680	11,400	11,120	10,850
小型二輪自動車			7,330	7,250	7,170	7,080	7,000	6,920	6,840	6,750
軽自動車	検査対象車		8,420	8,300	8,180	8,060	7,940	7,820	7,700	7,570
	検査対象外車						6,020			
原動機付自転車							5,280			
大型特殊自動車及び小型特殊自動車						5,260	5,250	5,240	5,230	5,220
緊急自動車			5,370	5,360	5,350	5,330	5,320	5,310	5,290	5,280
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,500	5,480	5,460	5,450	5,430	5,410	5,390	5,370
	(ロ) 小型二輪自動車		5,500	5,480	5,460	5,450	5,430	5,410	5,390	5,370
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,500	5,480	5,460	5,450	5,430	5,410	5,390	5,370
		検査対象外車	5,500	5,480	5,460	5,450	5,430	5,410	5,400	5,380
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車					5,050	5,050	5,050	5,040	5,040
	(ロ) 教習用自動車					5,050	5,050	5,050	5,040	5,040
	(ハ) その他 a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)					7,170	7,090	7,000	6,920	6,830
	b 小型二輪自動車		5,180	5,180	5,170	5,160	5,160	5,150	5,140	5,140
	c 軽自動車	検査対象車				5,160	5,160	5,150	5,140	5,140
		検査対象外車					5,090			
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車						5,010	5,010	5,010	5,010	5,010
検査対象外被けん引軽自動車							5,060			

（注）１．本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州）以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの（沖縄県を除く。）をいう。